

5月12日は 民生委員・児童委員の日

うきは市民生委員児童委員協議会では、5月12日の「民生委員・児童委員の日」にちなみ、5月12日から18日までの1週間を「活動強化週間」としています。

民生委員・児童委員の活動を地域の皆さまに知っていただくために、訪問等を行い啓発活動に取り組む予定です。



民生委員・児童委員の役割・活動

民生委員・児童委員は、常に住民の立場にたつて、安心で暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。それぞれの民生委員・児童委員が担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービ

スを利用するためのお手伝いなど、さまざまな活動に取り組んでいます。また、近年では、児童虐待の防止や不登校・ひきこもりといった課題にも積極的に対応しています。

うきは市でも、皆さまの地域で民生委員・児童委員が活動しています。この機会に民生委員・児童委員の活動に関心を持っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

民生委員・児童委員の日の由来

大正6年5月12日に民生委員・児童委員制度の前身の岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来するものです。

その後、方面委員制度として全国に広がり、第2次世界大戦後に民生委員制度へと移行し、平成29年に創設100周年を迎えた歴史と実績を有する制度です。

●問合せ

福祉事務所福祉係
Tel 75-4961

軽自動車の税額のお知らせ

5月は
軽自動車税の
納付月です



5月は軽自動車税の納付月となっています。納税通知書が届きましたら、ご確認の上、期限内に納付をお願いします。

平成30年度軽自動車税の税額変更は下記のとおりです。

○平成30年度から新たに重課の対象となる車両(下表の③の税額)

平成16年4月から平成17年3月に初度登録をされた車両

○標準税額になる車両(下表の①の税額)

平成28年4月から平成29年3月に初度登録をされた車両のうち、グリーン化特例により平成29年度に軽課対象であった車両

○グリーン化特例(平成30年度のみ軽課)

下表の①のうち、平成29年4月から平成30年3月までに初めて車両番号の指定を受けた車両で、一定の環境性能を有するものは軽自動車税が軽減されます。

※詳しくは、うきは市ホームページをご覧ください。

●問合せ 税務課資産税係 Tel 75-4977

軽自動車区分		税額		
		①標準税額	左欄①以外の車両	
		初度検査年月が平成27年4月以後の車両	②初度検査年月が平成27年3月までの車両	③左欄②のうち初度検査年月から13年を経過した車両(重課)
三輪		3,900円	3,100円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	12,900円
		営業用	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	6,000円
		営業用	3,800円	4,500円